

令和5年度 第2回 山形市成年後見推進協議会

日時 令和6年2月15日（木）15：00～

会場 市総合福祉センター 2階 交流ホール

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 報 告

（1）令和5年度の活動状況について …

資料1－1・1－2

（2）「山形市成年後見制度利用促進基本計画改訂版」最終案について

…

資料2

4 協 議

（1）「令和6年度山形市の成年後見制度利用促進の取組（案）」について

…

資料3

（2）「（仮）山形市成年後見制度活用検討ガイドライン」の作成について

…

資料4－1・4－2

（3）その他

5 閉 会

山形市成年後見推進協議会 委員名簿

任 期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

(敬称略、順不同)

番号	氏 名	役 職	備考
1	豊田 正利	東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科 教授	会長
2	金山 裕之	山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長	職務代理者
3	石沢 光康	成年後見センター・リーガルサポート山形支部長	
4	柴田 邦昭	山形県社会福祉士会 業務執行理事(兼)事務局長	
5	中村 雄二郎	山形県行政書士会	
6	横川 信弘	山形さくら町病院 副院長	欠席
7	山本 元	山形市民生委員児童委員連合会 常任理事	
8	會田 雄	山形県知的障がい者福祉協会 相談支援部会副会長 向陽園地域生活支援センター心音	
9	山川 貴大	山形市地域包括支援センター 権利擁護部会 代表 たきやま地域包括支援センター	
10	田中 健	山形市障がい者自立支援協議会 ゆあーず 相談支援専門員	
11	栗田 俊彦	やまがた市民後見サポートセンター 副理事長	代理
12	大瀧 淳史	山形県健康福祉部高齢者支援課 主査	代理

オブザーバー

1	加藤 豊樹	山形家庭裁判所 訟廷管理官	
---	-------	---------------	--

山形市福祉推進部

1	松 浦 雄 大 福祉推進部長
2	阿 部 伸 也 福祉推進部長寿支援課長
3	丹 野 俊 郎 福祉推進部次長(兼)障がい福祉課長
4	佐 藤 恵 美 子 長寿支援課課長補佐
5	海 和 弘 信 障がい福祉課課長補佐
6	進 藤 義 悦 長寿支援課ようご支援係長
7	澤 井 厚 志 障がい福祉課障がい福祉第二係長
8	近 江 十 賢 長寿支援課ようご支援係 社会福祉士
9	佐 藤 明 日 香 長寿支援課ようご支援係 社会福祉士
10	奥 山 紗 央 里 障がい福祉課障がい福祉第二係主任精神保健福祉士
11	齊 藤 夏 希 障がい福祉課障がい福祉第二係 主事

山形市社会福祉協議会(山形市成年後見センター)

1	高 瀬 謙 治 常務理事
2	佐 藤 貴 司 事務局長
3	漆 山 弘 幸 事務局次長(兼)相談支援課長
4	鈴 木 裕 美 相談支援課 権利ようご係長
5	神 谷 晃 司 相談支援課 権利ようご係 主任
6	児 玉 和 行 相談支援課 権利ようご係 主任
7	木 内 優 子 相談支援課 権利ようご係 主任
8	常 川 光 相談支援課 権利ようご係 主事

令和5年度における山形市の活動状況

1. 地域連携ネットワークの強化

(1) 山形市成年後見推進協議会の開催

第1回…令和5年8月1日に開催。

中核機関及び各団体の活動状況の報告。市利用促進基本計画改訂版の協議。

第2回…令和6年2月15日に開催。

中核機関及び各団体の活動状況の報告。令和6年度取組の協議。

(2) 関係団体との連携

- ・令和5年11月17日「市民児連障がい福祉研究部」にて制度周知啓発を行いました。
- ・令和5年11月24日「市民児連会長連絡会」にて制度周知啓発を行いました。
- ・令和6年1月24日「介護事業所連絡会研修会」にて制度説明を行いました。

2. 周知・広報

成年後見制度の普及ならびに成年後見センターの広報、また関係機関と連携・調整を図るため下記のような広報・普及活動を行っています。

(1) 成年後見センターチラシの作成、配布

成年後見センターのチラシを作成し、相談対応の際に活用しています。

(2) 成年後見センターだより発行

成年後見制度の周知、センターからのお知らせ、広報を目的に発行しています。

令和5年度は、10月に450部を発行し、金融機関や包括、障がい者支援センター、ケアマネ、介護保険事業所等に配布しました。

また、令和6年2月にも発行を予定しております。部数と配布先は10月同様です。

(3) 社協だより・ホームページへの掲載

社協だよりやホームページへ成年後見センターの紹介等を掲載し、広報・周知を図りました。

(4) 出前講座の実施(研修会講師依頼含む)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	0	3	3	2	1	5	4	2	1				21
令和4年度	1	2	1	0	4	2	2	0	0	0	1	1	14
令和3年度	0	0	1	2	1	2	2	0	1	0	3	2	14

実績:民児協定例会(第3、滝山、高瀬等)、包括圏域ケアマネ研修(なでしこ、ふれあい)、老人クラブ研修、蔵王地区シニア向け研修、市民向け等

●内容

成年後見制度や成年後見センターの概要、現状、相談内容など対象者に合わせて説明を行っています。

(5) 成年後見制度市民セミナーの開催

令和5年9月5日に「老後のおひとり様生活 ～安心・充実した老後を一緒に考える～」と題し、成年後見制度の活用法についてのセミナーを開催しました。

20名の参加者があり、セミナー後の個別相談にも6名が参加しました。

3. 相談対応

成年後見制度の利用に関する相談・個別の相談ケースの対応、申し立て手続きに対する助言、書類の書き方などの支援を行っています。

●相談対応を行う職員への研修

- ・令和5年7月19日「地域包括支援センター権利擁護部会」にて制度説明等を行いました。
- ・令和5年9月12日「山形市障がい者自立支援協議会相談支援部会」にて、制度に関する研修会を実施しました。

●令和3年度からの山形市成年後見センター事業相談及び問合せ状況

(1) 相談・問い合わせ状況

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
相 談 内 訳	高齢者	初回	20	23	21	12	30	16	12	14	24				172
		継続	8	6	8	1	10	3	6	2	11				55
	障がい者	初回	3	6	4	3	6	2	6	4	7				41
		継続	0	1	3	1	3	0	1	3	4				16
	その他	初回	2	1	2	0	3	2	3	2	2				17
		継続	0	0	0	0	1	2	1	0	1				5
	令和5年度 計		33	37	38	17	53	25	29	25	49	0	0	0	306
	令和4年度延べ件数		55	34	76	32	66	55	31	66	35	44	31	55	580
	令和3年度延べ件数		49	45	40	40	60	43	38	52	62	43	41	46	559

※初回・・・初めてセンターに入った相談 ※継続・・・2回目以降の相談

(2) 相談連絡方法別内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
問 合 件 数	電 話	高齢	20	20	22	10	23	4	13	10	21				143
		障がい	2	6	6	3	7	2	3	7	9				45
		その他	2	1	2	0	4	4	4	2	3				22
	来 所	高齢	5	5	7	1	13	11	0	3	9				54
		障がい	1	1	1	1	2	0	4	0	1				11
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
	訪 問	高齢	3	4	0	2	2	4	5	3	5				28
		障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	1				1
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
	令和5年度 計		33	37	38	17	51	25	29	25	49	0	0	0	304
	令和4年度延べ件数		55	34	76	32	66	55	31	66	35	44	31	55	580
	令和3年度延べ件数		49	45	40	40	60	43	38	52	62	43	41	46	559

※8月の2件は高齢者親族よりメールでの相談。

(3) 相談者別内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
問 合 ・ 相 談 者	本 人	高齢	4	4	0	3	1	4	3	2	9				30
		障がい	0	0	0	0	3	0	1	2	3				9
		その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0				1
	令和5年度合計		4	4	0	3	4	4	5	4	12	0	0	0	40
	令和4年度合計		9	1	8	2	13	4	9	14	0	2	1	10	73
	令和3年度合計		3	9	1	3	9	8	6	5	5	5	3	7	64
	親 族	高齢	4	8	11	2	18	6	8	4	7				68
		障がい	1	2	1	4	3	1	5	1	1				19
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	1				1
	令和5年度合計		5	10	12	6	21	7	13	5	9	0	0	0	88
	令和4年度合計		12	6	12	7	16	15	7	15	7	16	14	11	138
	令和3年度合計		7	13	13	11	13	5	9	12	13	6	8	5	115
	山形市役所	高齢	0	1	2	1	2	0	0	0	2				8
		障がい	0	2	0	0	1	0	0	1	0				4
		その他	0	0	0	0	1	1	1	0	0				3
	令和5年度合計		0	3	2	1	4	1	1	1	2	0	0	0	15
	令和4年度合計		4	1	9	6	5	0	1	2	4	4	2	1	39
	令和3年度合計		4	1	2	6	2	5	2	4	2	3	2	3	36
	地域包括 支援センター	高齢	0	0	1	2	2	1	1	0	6				13
		障がい	0	0	3	0	0	0	0	0	0				3
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
	令和5年度合計		0	0	4	2	2	1	1	0	6	0	0	0	16
	令和4年度合計		5	0	4	1	6	8	2	4	4	3	0	4	41
	令和3年度合計		3	2	0	3	5	2	3	2	3	2	5	0	30
	居宅・ 福祉関係者	高齢	13	12	9	2	12	7	4	4	11				74
		障がい	2	0	2	0	1	1	1	2	3				12
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
	令和5年度合計		15	12	11	2	13	8	5	6	14	0	0	0	86
	令和4年度合計		12	12	25	6	15	16	5	16	5	9	11	13	145
	令和3年度合計		15	3	14	2	12	7	3	10	20	9	10	18	123
	民生委員	高齢	0	1	0	0	0	0	0	0	0				1
		障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
		その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0				1
	令和5年度合計		0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	令和4年度合計		0	0	2	1	0	1	1	0	0	0	0	1	6
	令和3年度合計		1	1	1	4	1	3	1	1	0	1	1	0	15
	社協・ 金融機関	高齢	2	0	1	0	0	0	0	2	0				5
		障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	2				2
		その他	2	1	2	0	0	0	0	1	1				7
	令和5年度合計		4	1	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	14
	令和4年度合計		6	6	5	4	3	1	0	5	6	3	0	6	45
	令和3年度合計		3	2	2	6	8	6	9	7	3	8	4	4	62
	その他	高齢	5	3	5	3	5	1	2	4	0				28
		障がい	0	3	1	0	1	0	0	1	2				8
		その他	0	0	0	0	2	3	2	1	1				9
	令和5年度合計		5	6	6	3	8	4	4	6	3	0	0	0	45
	令和4年度合計		7	8	11	5	8	10	5	10	9	2	3	9	87
	令和3年度合計		13	12	7	5	10	7	5	11	16	9	8	9	112

(4) 相談内容内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相 談 内 容	成年後見制 度について	高齢	14	16	18	7	22	12	10	10	15				124
		障がい	2	4	5	1	3	1	3	4	4				27
		その他	2	0	0	0	1	0	1	0	0				4
	令和5年度合計		18	20	23	8	26	13	14	14	19	0	0	0	155
	令和4年度合計		18	13	25	13	34	17	16	32	15	21	17	27	248
	令和3年度合計		23	26	17	14	28	25	20	22	38	18	18	14	263
	申立・手続・ 説明・支援	高齢	8	7	9	3	14	6	5	2	6				60
		障がい	0	4	3	3	3	0	4	1	4				22
		その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0				1
	令和5年度合計		8	11	12	6	17	6	10	3	10	0	0	0	83
	令和4年度合計		7	6	12	2	13	13	6	18	4	9	11	11	112
	令和3年度合計		12	12	15	12	23	15	13	24	23	16	11	11	187
	金銭・財産 について	高齢	9	10	12	5	16	9	8	3	19				91
		障がい	3	0	2	1	8	1	2	0	4				21
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
	令和5年度合計		12	10	14	6	24	10	10	3	23	0	0	0	112
	令和4年度合計		30	8	26	24	31	21	6	20	19	19	20	39	263
	令和3年度合計		17	7	19	12	21	12	8	17	17	10	15	23	178
	将来に対す る不安	高齢	10	10	13	1	11	9	9	6	26				95
		障がい	2	1	2	1	7	1	4	1	5				24
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
	令和5年度合計		12	11	15	2	18	10	13	7	31	0	0	0	119
	令和4年度合計		22	8	29	16	28	17	12	24	12	18	15	34	235
	令和3年度合計		13	13	9	11	17	9	10	11	10	8	12	17	140
	後見人業務 について	高齢	6	5	7	0	14	3	0	2	7				44
		障がい	0	1	1	2	2	0	2	2	2				12
		その他	0	0	1	0	1	3	1	0	0				6
	令和5年度合計		6	6	9	2	17	6	3	4	9	0	0	0	62
	令和4年度合計		11	11	18	7	10	2	9	11	10	11	3	13	116
	令和3年度合計		13	12	2	6	7	4	6	4	11	11	12	5	93
	後見センター について	高齢	0	0	0	1	0	2	0	1	0				4
		障がい	0	0	1	0	0	0	1	1	0				3
		その他	2	1	1	0	1	1	3	0	0				9
	令和5年度合計		3	3	3	2	4	7	6	2	0	0	0	16	46
	令和4年度合計		2	5	8	8	8	5	4	4	3	4	3	29	83
	令和3年度合計		2	4	0	3	0	1	3	0	2	1	1	2	19
	その他	高齢	3	1	5	3	0	2	2	1	2				19
		障がい	0	1	0	0	1	0	1	2	2				7
		その他	0	0	0	0	2	0	0	2	2				6
	令和5年度合計		3	2	5	3	3	2	3	5	6	0	0	0	32
	令和4年度合計		11	1	0	2	7	2	2	5	1	2	1	6	40
	令和3年度合計		8	7	3	11	13	10	12	7	9	6	2	2	90

4. 制度利用促進

●後見人等受任者調整

親族による申立が見込まれない相談ケースについては関係会議を開催し、課題にあった第三者成年後見人が受任されるよう調整を行っています。

(1) ケース会議(毎月第二火曜日に定例開催)

メンバーは、山形市長寿支援課ようご支援係、障がい福祉課障がい福祉第二係、成年後見センター担当。

(2) ケース方針調整会議(毎月1回開催)

メンバーは、山形県弁護士会、リーガルサポート山形支部、ぱあとなあ山形、山形市社会福祉協議会法人後見の第三者受任機関より1名委員を選出いただいています。

事務局として山形市長寿支援課、障がい福祉課、成年後見センターが運営しています。

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	5	3	4	4	4	5	2	4				33
ケース方針調整会議	2	5	3	4	4	4	5	2	4				33
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
調整保留	0	0	1	0	0	0	1	0	0				2

市長申立状況
23件(長寿支援課)
2件(障がい福祉課)

※6月会議に2月保留案件の再調整が1件含まれている。6月の保留案件は翌月に調整済み。10月の保留案件は、再調整前に本人死亡。

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	29
障がい者	4
合計	33

類型別	件数
後見	24
保佐	8
補助	1
未定	0
合計	33

受任調整先	件数
県弁護士会	2
リーガル	3
ぱあとなあ	12
市社協	14
市民後見人	1
保留	2
合計	34

※課題解決後リレー 4件

※リーガルと市社協による複数後見 1件

R4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	3	2	3	2	0	3	5	0	2	5	3	30
ケース方針調整会議	2	3	2	3	2	0	3	5	0	2	5	3	30
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
調整保留	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3

市長申立状況
28件(長寿支援課)
0件(障がい福祉課)

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	29
障がい者	1
合計	30

類型別	件数
後見	25
保佐	5
補助	0
未定	0
合計	30

受任調整先	件数
県弁護士会	1
リーガル	2
ぱあとなあ	9
市社協	13
市民後見人	3
保留	3
合計	31

※リーガル・社協複数後見1件

R3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	4	3	3	0	6	6	5	0	6	5	4	44
ケース方針調整会議	2	4	3	3	0	6	6	5	0	6	5	4	44
リレーケース	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
調整保留	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5

市長申立状況
34件(長寿支援課)
3件(障がい福祉課)

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	40
障がい者	4
合計	44

類型別	件数
後見	37
保佐	7
補助	0
未定	0
合計	44

受任調整先	件数
県弁護士会	5
リーガル	9
ぱあとなあ	6
市社協	23
市民後見人	3
保留	0
合計	46

※複数後見案件2件

●市民後見人の養成

(1) 令和5年度市民後見人養成基礎講習

講習期間: 令和 5年 9月28日 ～ 令和 6年 1月25日 座学 6日間 実習 2日間
令和5年度: 3名受講、3名修了。 令和4年度一部課程未受講者3名も補講を受講し修了。

(2) 市民後見人名簿登録推移

	修了者累計(※1)	登録者(※2)	受任者(※3)
H28	22(22)		0
H29	34(12)	14	1
H30	45(11)	23	4
H31	58(13)	28	6
R2	69(11)	37	3
R3	77(8)	46	3
R4	86(9)	48	7
R5		49	7

※1 ()内は当該年度の修了者数。

※2 前年度までの修了者について、当該年度の5月に家裁に登録した人数。
基礎講習を修了しても、市民後見人登録を希望しない修了者もいる。

※3 受任者は年度内の最大値

(3) 養成講習修了者への支援

①フォローアップ講習 : 令和5年10月6日開催

内容: 第二期成年後見利用促進計画・山形市における権利擁護の取組み 参加者26人

②市民後見人交流会の開催 : 令和6年2月27日(火) 11:30～12:30

市民後見人間の交流・情報交換の機会を設定し、課題やニーズを把握します。

●令和5年度における市長申立事務状況

事務の流れ: 相談～アセスメント～各種調査(戸籍調査・親族意思確認等)～受任者調整会議～申立て
市長申立案件と判断してから申立てまでの期間につきましては概ね3～4ヶ月となっております。
申立までに時間を要する要因としては「親族関係の確定(戸籍調査)」「親族への説明・調整」があります。
各種調査が継続中でも受任者調整会議を行う等、柔軟な対応による円滑な事務遂行を進めます。

●後見人等報酬助成

令和5年度(12月末)		令和4年度		令和3年度	
高齢者	31	高齢者	47	高齢者	44
障がい者	4	障がい者	6	障がい者	5
計	35	計	53	計	49

5. 後見人支援について

(1) 後見支援チーム会議

市長申立案件について、審判後も成年後見センターとして継続した支援が行えるよう、後見人や関係者が、情報共有や支援の方向性を検討する後見支援チーム会議を開催しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	0	2	0	3	1	0	5	2	1				14
令和4年度	2	4	3	2	0	2	3	3	2	2	1	1	25
令和3年度	3	5	1	0	3	3	2	1	4	1	2	4	29

(2) 後見支援チーム会議への専門職派遣

後見支援チームが専門的な課題を抱えている場合には、必要に応じて専門職を派遣し、課題解決に向けたアドバイスが得られるように支援しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	0	0	0	0	1	0	0	0	0				1
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
令和3年度	0	0	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	5

(3) 利用支援事業周知リーフレットの作成・周知

1,000部作成し、ケアマネ等専門職向け研修等で配布しました。

各団体・機関の活動状況（令和５年度第１回協議会報告以降の追加情報）

団体名	成年後見センター・リーガルサポート山形支部
活動状況	専門職団体として、山形市、天童市、置賜後見センターに委員を派遣。 山形支部のリーガル会員は２５名程度。 山形県司法書士会との共催で無料電話相談を実施、ここで市民向けの後見制度についての相談も受付している（予約制・別添チラシ参照）。 成年後見制度についての出張講座も定期的に開催。
団体名	山形県社会福祉士会
活動状況	令和６年１月１９日に「高齢者・障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」主催による「成年後見制度についての研修会」を開催し、「山形市長寿支援課による市長申立手続きの事例報告」及び「山形市における受任者調整会議の模擬会議」を通して、実際の手続きについて理解を深めた。 会場およびオンラインにて約１００名の参加があった。
団体名	山形県行政書士会
活動状況	全国の行政書士で構成している公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター山形県支部では定時総会を開催した。事業計画を決定し各種活動を行っている。また、会員向けに任意後見の受任、死後の清算手続きについての研修会、市民向けに公証人による遺言、成年後見セミナーを開催した。
団体名	山形県健康福祉部高齢者支援課
活動状況	【山形県成年後見制度利用促進会議の開催】 ・令和５年１０月１７日に県内の成年後見制度の取組状況、担い手の育成方針等について、県社会福祉協議会、３士会、高齢者・障がい者の当事者団体及び市町村（市長会、町村会の代表）の皆様から意見をいただく会議を開催している。 ・現在策定中のやまがた長寿安心プランの権利擁護の項目に、上記会議の内容を反映する予定としている。 【成年後見制度利用促進のための研修会の開催】 ・令和５年１２月２５日（月）に、市町村職員及び市町村社会福祉協議会職員を対象に市町村長申立に関する研修会を開催（講師：社会福祉士会 柴田先生）。 ・新たな取組みとして、講義を録画し YouTube 上に限定公開することで、講義の復習や未受講者の補講として活用している。 【成年後見制度利用支援事業に関する通知の発出】 ・県内の後見人に対する報酬助成の対象範囲に大きな差異が生じていることから、県高齢者支援課長、県障がい者福祉課長連名の通知を発出。各市町村の実施要綱を収集し、全市町村に周知を実施。

7 権利擁護

第9期介護保険事業計画策定にあたって実施した「高齢者実態調査結果」において、「認知機能の低下リスク出現率」が52.3%と、前回調査より1%上昇したように、認知症高齢者や高齢者のみの世帯の更なる増加が見込まれる中、介護が必要になったり、認知症になったりしても、高齢者の尊厳のある生活を守るため、成年後見制度の利用促進や高齢者の虐待防止等の権利擁護に関する取組をさらに強化していくことが必要です。このため、以下の事項に取り組みます。

なお、（１）については、成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項）に位置付けます。また、山形市地域福祉計画、山形市障がい者基本計画における理念や施策等との整合性を図りながら、成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進します。

（１）成年後見制度の利用促進

認知症や精神上の障がいがある方等、さらに家族や親族の支援を受けられない身寄りがない方が増加する中、こうした高齢者等の生活を支えるためには、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の活用が重要です。平成28年には成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立し、平成29年に成年後見制度利用促進基本計画が策定され、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。

また、令和4年度には、令和8年度までを計画期間とした「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、地域共生社会の実現に向け、「成年後見制度等の見直しに向けた検討」「総合的な権利擁護支援策の充実」「尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度の運用改善」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の施策が掲げられており、成年後見制度の利用促進に向けた更なる取組の推進が求められているところです。

山形市では、平成25年に設置した山形市成年後見センターを、平成30年度に地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関に位置付け、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、地域連携ネットワークが担う広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果の強化など様々な取組を進めています。また、平成30年度に専門職団体や関係機関等から構成される「山形市成年後見推進協議会」を設置し、地域における連携体制の構

築や権利擁護にかかる諸課題の解決に向けた協議を行っています。

今後、これらの取組をより一層推進するため、これまでの取組を評価しつつ、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視しながら、成年後見制度の利用を必要とする方が、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目指し、①から⑤までの取組を進めていきます。

① 地域連携ネットワークの強化

山形市成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークをさらに強化するため、山形市成年後見推進協議会や地域包括支援センターネットワーク連絡会等において、成年後見制度の周知や事例検討を行うことなどにより、家庭裁判所、専門職団体、地域包括支援センター、医療・介護事業者、民生委員・児童委員、消費生活センター、金融機関等との連携をより一層強化します。

また、相談対応に基づく支援に加えて、成年後見制度の利用が必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげるアウトリーチを推進するため、成年後見センターの活動と、町内会・自治会等による地域活動、民生委員・児童委員または福祉協力員による高齢者の見守り活動との連携を強化します。

② 周知・広報

成年後見制度やその利用方法、相談窓口等に関する市民への周知について、分かりやすく親しみやすいパンフレットを活用し、成年後見センター、地域包括支援センター、公民館、コミュニティセンター等における周知を行うとともに、民生委員・児童委員、福祉協力員等の地区関係者と連携し、見守り活動等を通じた積極的な周知を行います。また、成年後見制度の利用が必要な方、成年被後見人等への支援体制を強化するため、市民への周知のほか医療機関、介護サービス事業所、金融機関等への周知も進めます。

加えて、パンフレット以外にも、「広報やまがた」やホームページの活用による効果的な周知、また、SNSの活用による、時代に即した周知方法を検討します。さらに、地域内での小規模な集会や事業所単位の勉強会等に活用出来る、成年後見センターによる「出前講座」、一般市民を対象とした「成年後見セミナー」を開催し、積極的な広報活動を行っていきます。

成年後見制度についての周知に当たっては、利用者の個別のニーズに応じて、

予防的な視点や早期の段階からの任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、家庭裁判所や専門職団体と連携しながら、各種類型の利用によるメリットや参考事例を活用し、効果的な周知に努めていきます。

③ 相談対応

総合的な相談窓口である成年後見センター、身近な相談窓口である地域包括支援センター、専門職団体による相談窓口など、支援が必要な方のニーズに応じた相談対応が行われるよう、各種相談窓口の周知を進めていきます。

相談対応に当たっては、必要に応じて、地域の専門職団体、法テラス等と連携して対応するとともに、成年後見制度以外の支援が必要な場合には、福祉まるごと相談員等、多くの専門機関と連携・役割分担して対応していきます。

④ 成年後見制度利用促進

後見人等の選任について、成年後見センターにおいて、引き続き、専門職団体と連携し、専門職後見人の受任者調整を行います。

市民後見人について、成年後見センターが実施している市民後見人養成基礎講習を継続的に実施するとともに、専門職後見人からのリレー案件の受任等、受任数増に向けた取組を行います。受任した場合には、後見人等監督人による支援を行います。さらに、市民後見人候補者について、法人後見事業生活支援員としての活動に加え、「市民後見人連絡会」における、地域への周知啓発、出前講座や成年後見セミナーの運営等の活動を推進するなど、市民後見人等の活躍に向けた取組を進めていきます。

また、福祉サービス利用援助事業の利用者のうち成年後見制度の利用等が望ましいケースについては、関係機関との連携により円滑な移行を支援します。

加えて、身寄りがない場合や虐待等の状況により本人や親族等による申立てが期待できない場合には、引き続き、成年後見制度利用支援事業による市長申立てや後見人等に対する報酬助成を行います。市長申立については、適切に必要性を判断するとともに、申立までの事務を迅速に行うよう努めます。報酬助成については、市長申立に加えて、本人や親族等による申立ての場合についても助成対象としますが、必要に応じた事業の改善を検討していきます。

⑤ 後見人支援の推進

成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークにより、親族後見人や市民後見人のみならず、専門職後見人についても様々な視点から相談・助言を受けることが出来るような連携体制を構築し、円滑な後見活動を行うための支援を行います。

市長申立のケースについては、山形市及び成年後見センターが後見支援チーム会議を開催するなど、不正防止の視点を持ちながら、継続的な支援を行います。

後見人等やその他関係機関による後見支援チームが専門的な課題を抱えている場合には、必要に応じて専門職団体がチームに参加し、助言等を行う専門職派遣事業について、より利用しやすいよう事業の改善を図るとともに、制度周知を図ります。なお、親族申立て等のケースでチームが組織されていないものについては、チームの立ち上げから支援を行います。

令和6年度 山形市の成年後見制度利用促進の取組（案）

1. 地域連携ネットワークの強化

(1)「山形市成年後見推進協議会」を開催し、地域における連携体制の構築や権利擁護に係る諸課題の解決に向けた協議を行う。 【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】

これまで通り年2回開催する。

(2)成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークを更に強化するため、地域包括支援センターネットワーク連絡会、民生委員・児童委員協議会定例会、福祉協力員研修会、介護サービス事業所連絡会等において、制度周知、情報共有、事例検討等を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等、民生委員・児童委員、福祉協力員】

令和5年度に「地域包括支援センター権利擁護部会」「民生委員児童委員会長連絡会」「居宅介護支援事業所等研修会」において制度説明を行ったため、「福祉協力員研修会」等における制度周知の機会を検討する。

また、既に制度説明を行っている団体に引き続き情報共有を行うとともに、事例検討等の機会を検討する。

(3)制度利用が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、成年後見センターの活動と、町内会・自治会等による地域活動、民生委員・児童委員又は福祉協力員による高齢者の見守り活動との連携強化に向けた具体的な取組みを検討する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

民生委員児童委員においては、令和5年度の制度説明を契機に検討を始める。

町内会・自治会及び福祉協力員においては、制度周知の機会を検討する。

2. 周知・広報

(1)成年後見センターのパンフレット及び「成年後見センターだより」を作成、配布する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所等】

センターだよりを年2回、各350部発行する。

配布先：公民館・コミュニティセンター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所 等。

(2)市民へのより効果的な制度周知のため、「広報やまがた」や「市公式ホームページ」への掲載に加え、SNS を活用した周知を行う。 【実施主体：山形市、成年後見センター】

現在掲載している「市公式ホームページ」の内容を改善する。
市広報課と効果的なSNS活用方法を検討する。

(3)民生委員・児童委員等の地区関係者と連携し、市民に対し、見守り活動時のパンフレット配布等を通じて、制度の内容や相談窓口の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、民生委員・児童委員】

「取組1-(2)及び(3)」と同様、各機関と連携して周知方法を検討する。

(4)関係者による支援体制を強化するため、医療機関、介護サービス事業所、金融機関等に対し、制度の内容や相談窓口の周知を行う。 【実施主体：山形市、成年後見センター】

上記機関に、パンフレット及びセンターだよりを配布する。

(5)地域内での小規模な集会や事業所単位の勉強会等において、成年後見制度に関する「出前講座」を開催する。 【実施主体：成年後見センター】

民生委員や介護サービス事業所等に、出前講座について周知を行う。

(6)成年後見制度「市民セミナー」を開催する。 【実施主体：成年後見センター】

制度説明の集合型講義のほか、講義終了後に個別相談会を開催する。

(7)任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、家庭裁判所や専門職団体と連携しながら、市民や関係機関に対し各種類型の利用によるメリットや参考事例の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

パンフレットやセンターだよりに、各種類型の記載を行う。

3. 相談対応

(1)「総合相談窓口＝成年後見センター」「身近な相談窓口＝地域包括支援センター・障がい相談支援事業所」等、支援が必要な方のニーズに応じた相談窓口の周知を行う。

相談においては、相談者のニーズに応じた適切な対応を行うため、専門職団体、法テラス、福祉まるごと相談や生活サポート相談等の関係機関と連携して対応する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所 等】

- ・「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」「障がい者福祉制度利用のしおり」等に相談窓口を掲載する。
- ・障がい福祉制度説明会において、市民に対して制度の利用や相談窓口の周知を行う。
- ・福祉まるごと相談員や生活サポート相談窓口との情報交換を行いながら、連携した対応を行う。

(2)相談対応を行う職員の資質向上を図るため、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所等の職員に対する研修を実施する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所 等】

- ・後見センター：制度の確認、事例検討等の内部研修を月1回程度実施する。
- ・包括、相談支援事業所：「山形市成年後見制度活用検討ガイドライン」を共有する。

4. 成年後見制度利用促進

(1)市民後見人候補者について、名簿登録した上で家庭裁判所と受任に向けた調整を行うとともに、法人後見事業生活支援員としての活動を推進する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

- ・受任者調整会議における専門職からのリレー案件及び直接受任増加のための検討、調整を継続する。
- ・生活支援員活動に加え、市民後見人候補者の資質向上のためのフォローアップ講習を開催する。

(2)市民後見人及び候補者の交流・情報交換を行う「市民後見人連絡会」を開催するとともに、同組織による「出前講座」「市民セミナー」の運営を支援する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

「出前講座」「市民セミナー」において市民後見人及び候補者が制度説明や事例報告を行うことにより、地域における制度の周知啓発、併せて市民後見人制度の周知に資する。

(3)専門職後見人受任者調整のためケース方針調整会議を開催する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会、市社協】

(4)成年後見制度市長申立てを実施する。

【実施主体：山形市】

(5)後見人等報酬助成を実施する（本人・親族申立てを含む）。

【実施主体：山形市】

5. 後見人支援の推進

(1)本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した支援を行うため、市長申立て案件について後見支援チーム会議を開催し、情報共有を行う。

後見活動開始後も、チームで連携した対応を行う体制を構築する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】

(2)専門性の高い課題を抱えている場合、弁護士、司法書士、社会福祉士が後見支援チーム会議に参加し、助言を行う「専門職派遣事業」について、引き続き周知を行い、内容の改善を図りながら、より効果的に実施する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会】

(3)親族申立案件及び親族後見人に対し、チーム形成等の後見人支援の内容や相談窓口を周知し、円滑な後見活動を支援する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

家庭裁判所との連携を行い、親族申立案件や親族後見人への利用支援リーフレットの配布等、効果的な周知啓発方法について検討を行う。

「山形市成年後見制度活用検討ガイドライン」の作成について

●現 状

山形市成年後見センターにおいて成年後見制度の相談対応を行っているが、年間の相談件数が500件を超えており、業務の大半が相談対応となっている。また、福祉関係者からの相談では、初期段階から後見センターにおいて対応している案件も多い。

●対応案

後見制度の利用が適切か否かをアセスメントする「後見制度活用検討ガイドライン」「同フローチャート」を作成し、地域包括支援センター及び障がい相談支援事業所（地域相談支援機関）等と共有し、アセスメントに活用する。

●効 果

- ・地域包括支援センター及び障がい相談支援事業所等において初期段階のアセスメントを行うことにより、成年後見制度利用の必要性が高い案件のみを成年後見センターにおいて対応出来るとともに、地域相談支援機関等職員の相談スキルの向上に資する。
- ・将来的には「初期相談＝地域相談支援機関」「各機関からのより専門的な相談＝後見センター」という役割となり、明確な後見制度相談支援体制が構築される。

●ガイドライン・フローチャートについて（別添資料3-2参照）

- ・チェックリストにより、福祉サービス利用援助事業の活用で対応が可能か、成年後見制度利用が必要な段階かのアセスメントを地域相談支援機関にて行い、アセスメント後に後見センターに相談することにより、状況共有が円滑になる。
- ・フローチャートについては、介護事業所や病院への周知啓発用として単独で活用することも可能と考えている。

※当ガイドライン等は「名古屋市成年後見あんしんセンター」作成のものを参照。

●今後の予定

- ・事務局にて最終案の作成を行い、令和6年度第1回協議会において協議する。
- ・完成後、地域相談支援機関に趣旨説明を行い、ガイドライン等を共有する。
- ・活用実績を分析し、内容の改善を行うとともに、介護事業所及び病院等の関係機関への拡大についても検討する。

(案)山形市成年後見制度活用検討ガイドライン

令和 年 月 日

利用者名： 記入者職氏名：

◎成年後見制度の活用が望ましいと思われる要件チェックリスト

- ・ ○だけにチェックがある場合は「福祉サービス利用援助事業」でも対応可能です。
- ・ □に1つでもチェックがある場合は「成年後見制度」の活用を検討する必要があります。

◆ 1 判断能力

① 何らかの認知症、知的障がい、精神障がい有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。【補助相当】	○
② 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。【保佐相当】	○
③ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ支援を必要とする。【後見相当】	□

◆ 2 財産管理

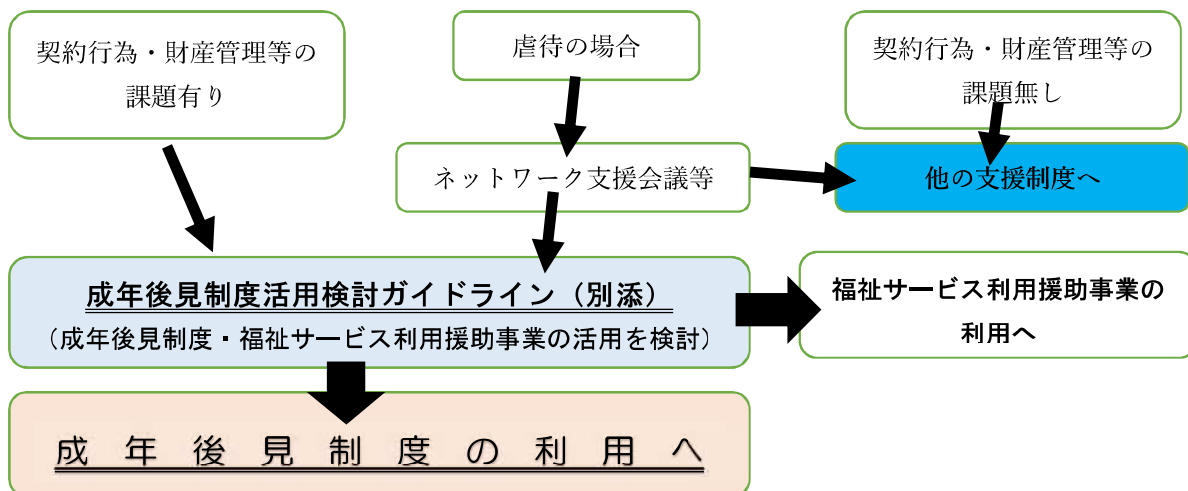
① 日常的な金銭管理に支援が必要。	○
② 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。	○
③ 年金・手当等の受取り手続きが必要。	○
④ 生命保険などの請求の手続きが必要。	□
⑤ 税金の申告が必要。	□
⑥ アパート賃貸借等、各種契約の手続きが必要。	□
⑦ 高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。	□
⑧ 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。	□
⑨ 借金をしたり、他人の保証人になってしまう。	□
⑩ 借金の整理、ローンの返済が必要。	□
⑪ 遺産相続の手続きが必要。	□
⑫ 裁判所の手続きが必要。	□

◆ 3 身上保護

① 福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。	○
② 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。	□

(案)山形市成年後見制度活用検討フローチャート

各 種 相 談 ⇒ ア セ ス メ ン ト ⇒ 生 活 上 の 課 題 整 理



1 事前準備 成年後見に係る調査票

本人の判断能力、日常生活・経済状況等を把握し、支援者間で情報を共有

2 申立の必要性の検討

職場内、関係機関でケース検討会等を開催し必要性を判断
※随時、山形市成年後見センターへ相談。

他の支援制度へ

3 申立人の検討

本人申立て

本人が…

- ☐ 申立の判断能力を有している。
- ☐ 申立の必要性が理解できる。
- ☐ 申立の意思がある。
- ☐ 申立手続きを進めることが出来る。

親族申立て

4 親等内の親族が…

- ☐ いることが分かっている。
- ☐ 本人の状況を把握することが出来る。
- ☐ 申立ての必要性が理解できる。
- ☐ 申立ての意思がある。手続きを進めることが出来る

市長申立て

本人、親族が申立てが出来ない…

- 認知症高齢者
⇒ 市長寿支援課ようご支援係
- 精神障がい者・知的障がい者
⇒ 市障がい福祉課障がい第二係

4 申立支援

成年後見センター・支援者が連携し、申立て手続きを支援

市担当者が申立書類作成

5 成年後見人等候補者の検討

本人の生活状況、解決すべき課題に応じて、適切な後見人等候補者を検討

6 後見等開始の審判申立て

調査・審問・鑑定 ⇒ 審判 ⇒ 審判の確定・登記

山形市成年後見推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者（以下「認知機能に障がいをする者等」という。）の権利擁護に係る諸課題に関し、成年後見制度の利用の促進を始めとする権利擁護支援における地域連携体制を構築するとともに、当該諸課題の解決に向けた意見交換、協議等を行うため、山形市成年後見推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議等を行う。

- (1) この市における成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) その他認知機能に障がいをする者等の権利擁護に資すること。

(構成)

第3条 推進協議会の委員は、認知機能に障がいをする者等の権利擁護に係る諸課題に関し優れた識見を有する者として次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 権利擁護関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 地域福祉関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 行政関係者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 推進協議会に会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、公開することにより特定の個人、団体等に不利益をもたらすことが予見される場合には、会長の判断により非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 推進協議会の会務を処理させるため、福祉推進部に事務局を置く。

2 事務局員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。